

下関市設計業務委託等技術検査基準（建築関係）

（目的）

第1条 この基準は、下関市設計業務委託等技術検査実施要綱第5条第2項の規定に基づき、下関市が発注する建設工事に係る設計業務委託（以下「業務委託」という。）について行う建築関係に係る技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し、必要な事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

第2条 技術検査は、業務委託の成果品を対象として、契約図書に基づき、業務委託の遂行に必要な基礎的な項目（以下「基礎項目」という。）及び創意工夫に関する項目（以下「創意工夫項目」という。）について、別表に掲げる事項に留意して、適否の判断を行うものとする。ただし創意工夫の余地が小さい業務については、創意工夫項目は考慮しない。

（基礎項目に関する検査）

第3条 基礎項目に関する検査は、下記の評価分類に区分して検査を行う。

（1）業務の実施能力

業務の実施能力の検査は、業務実施体制、管理技術者及び主任担当技術者の能力について、当該業務委託に関する工程管理、取組姿勢等に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

（2）業務の実施状況

業務の実施状況の検査は、履行中の説明資料、調整及び説明、対応の迅速化及び与条件の理解、業務への反映について、打ち合わせ協議、途中成果物の内容等に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

（3）業務目的の達成度

業務目的の達成度の検査は、業務目的の達成度及び課題への対応に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

(創意工夫項目に関する検査)

第 3 条 創意工夫項目に関する検査は、下記の評価分類に区分して検査を行う。

(1) 業務の実施状況

業務の実施状況の検査は、調整及び説明、対応の迅速性及び提案力、業務執行技術力について、設計提案等の説明や専門的な知識等の記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

(2) 業務目的の達成度の検査

業務目的の達成度の検査は、課題への対応に関する記録と、契約図書を対比して行うものとする。

(修補の指示)

第 5 条 成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

附 則

この基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する

別表（第2条関係）

技術検査の項目（建築関係）

項目	評価分類	評価項目
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制
		管理技術者の能力（業務全体に関する評価）
		主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価
		調整及び説明、対応の迅速性
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）
	業務目的の達成度	業務目的の達成度、課題への対応
創意工夫 項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性
		提案力、業務執行技術力
	業務目的の達成度	課題への対応